

参考3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年11月26日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限
原乳	2市6町3村※1	—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		2市6町3村※2
結球性葉菜類 (キャベツ等)	2市6町3村※2	
アブラナ科の花薺類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—
カブ		—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
くさてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
雑穀	大豆 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
穀類	米(平成23年産) 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町の区域に限る。)	—
	米(平成24年度) ※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)、福島市(旧立子山村の区域に限る)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウゲイ 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち竜ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ 福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。) 真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。) 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。) 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。) 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	6市10町4村※6
	クマの肉 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	—
	ヤマドリの肉 全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字歴家、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字舟木、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木川、原町区馬場字篠ヶ井、原町区馬場字行津並びに原町区大字原和田城の区域。)、川俣町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る。)、猪苗町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯舘村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字林木原、原町区馬場字立山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師寺、原町区片倉字行疋及原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、宮原町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル内の区域に限る。)、楢葉村及び飯舘村

福島町、大河内町、糸川町、浪江町、川村町、東栄町、東白川村は福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、高崎町及び葛岡町は福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び宇下馬塚、常葉町栗原、常葉町山並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、255林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル範囲内の区域のうち原町区高倉字吹屋、原町区倉敷字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字櫻川、原町区馬場字薬師堂、原町区片倉字行津及び原町区太原字和田城並びに市内国有林磐梯森林管理署2004林班から2081林班まで、2083林班の一部、2089林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。）、福島市（渡利、小倉寺及び南向合を除く。）、旧平田村、旧坂塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川村及び旧水原村の区域に限る。）、伊達市（日詔館町（月館町・月館（ノ）、松川町、川原町、向北及び隈ノ限る。）及び日詔館町御代田（北、東、西及び新境ノ限る。）、限る。）、掛塚町（宮山野山野川に限る。）、古沢村（保原町区浜（明夫内）、久保田、田中内、西郡山、菅ノ町、河原田、東西町、西条及み東に限る。）及び保原町柱田（狭田、平宮内、前田、福原、芭翁、秀子等下及び根岸に限る。）、日坂本村（梁川町大閑寺、臨寺、清水、滑水、松平、久保、櫛塚、里ヶ丘、山口、宝木寺、笠石及び上ヶ台を除く。）、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。）、日坂戸村、旧上保原村、旧山雲村、旧小手寺及び旧富野村（梁川町八幡に限る。）の区域に限る。）、二本松市（旧洪川町、洪川及び米沢に限る。）、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村（岩代町）及び旧太田村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白岩村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、桑折町（旧半田村及び旧陸合村の区域に限る。）、郡山市（旧富久山町の区域に限る。）、須賀川市（旧西袋村の区域に限る。）、三春町（旧沢石村の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）

※4 アイナ、アカガレイ、アカシタビラム、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスマベリ、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバチル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サプロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガサク、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒカンブ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月26日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
穀類	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	ソバ	盛岡市(旧浜木村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)
	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	イシガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
水産物	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。
肉	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
水産物	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月月末未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月26日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月26日現在

福島県		出荷制限
原乳	H23.3.21~: 下記の地域以外 H23.3.21~4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、東南津町 H23.3.21~4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、奥桑村、奥州村、中島村、西郷村、鶴川村、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21~4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21~5.1解除: 南相馬市（南相馬市（鳥取市）のうち、鳥取、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21~6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21~10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、櫻葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21~: 下記の地域以外 H23.3.21~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、櫻枝村 H23.3.21~5.25解除: 福島市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21~6.1解除: 郡山市、喜多方市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~4.2解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、櫻枝村 H23.3.23~5.4解除: 福島市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、櫻枝村 H23.3.23~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、奥州村、中島村、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23~10.26解除: 广野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
アブラナ科の花薔薇類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~2.7解除: 白河市、二本松市、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23~5.4解除: いわき市 H23.3.23~5.11解除: 郡山市、磐梯町、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.16解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、下郷町、櫻枝村、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、櫻枝村 H23.3.23~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23~10.26解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
カブ	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23~5.11解除: いわき市 H23.3.23~5.11解除: 郡山市、磐梯町、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23~5.16解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、下郷町、櫻枝村、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、櫻枝村 H23.3.23~6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村 H23.3.23~10.26解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
野菜類	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~2.7解除: 伊達市、館林市、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、川俣町、磐梯町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
原木しいたけ(露地栽培)	H23.4.18~: 福島市 H23.4.21~: 本宮市 H23.4.13~5.16解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.13~5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）	
原木しいたけ(施設栽培)	H23.7.19~9.7解除: 本宮市 H23.11.14~: 川奥町	
原木ナメコ(露地栽培)	H23.10.31~: 相馬市、いわき市 H23.9.9~: 福金町、古殿町（ <small>福金町に属する野生キノコに限る</small> ） H23.9.15~: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、國見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.9.15~5.30解除: 平田村	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.5.8~6.8解除: いわき市 H24.4.8~: いわき市 H23.5.9~6.21解除: 天栄村 H23.5.13~2.1解除: 国見町 H24.4.18~: 福島市、新地町 H24.4.23~: 広野町 H24.5.2~: 二本松市、大玉村 H24.5.7~: 須賀川市 H24.6.25~: 郡山市	
わさび(畑において栽培されたものに限る。)	H24.4.16~: 伊達市、川俣町 H23.5.9~: 福島市、最折町 H24.5.1~: 相馬市、伊達市、国見町、三春町 H23.5.9~5.30解除: 平田村	
たけのこ	H23.5.8~6.8解除: いわき市 H24.4.8~: いわき市 H23.5.13~2.1解除: 天栄村 H24.4.18~: 福島市、新地町 H24.4.23~: 広野町 H24.5.2~: 二本松市、大玉村 H24.5.7~: 郡山市、白河市、城町、新地町 H24.5.10~: 二本松市、大玉村 H24.5.14~: 川俣町	
ふきのとう(野生のものに限る。)	H24.4.8~: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 H24.4.16~: 伊達市、最折町、国見町 H24.5.2~: 福島市、二本松市	
くさそてつ(ごみ)	H24.5.2~: 福島市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、境町 H24.5.10~: 伊達市、国見町、矢吹町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鶴川村 H24.5.14~: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17~: 福島町、猪苗代町 H24.5.2~: いわき市、二本松市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.2~: 福島市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、境町 H24.5.7~: 郡山市、白河市、城町、新地町 H24.5.10~: 大玉村、西郷村 H24.5.14~: 川俣町	
こしあぶら	H24.4.8~: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町 H24.4.16~: 伊達市、最折町、国見町 H24.5.2~: 福島市、二本松市 H24.5.10~: 伊達市、国見町、矢吹町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鶴川村 H24.5.14~: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17~: 福島町、猪苗代町 H24.5.2~: いわき市、二本松市	
ぜんまい	H24.5.10~: 相馬市 H24.5.24~: 川俣町	
わらび	H24.5.10~: いわき市、伊達市 H24.5.17~: 喜多方市、福島市、川俣町	
ウメ	H24.5.2~: 福島市、伊達市 H24.6.5~: 国見町	
キウイフルーツ	H23.6.6~H24.7.1解除: 相馬市、南相馬市 H23.8.29~: 福島市、南相馬市 H23.10.14~: 伊達市、最折町 H24.1.10~: いわき市 H23.9.20~: 伊達市、南相馬市 H24.10.12~: いわき市	

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月26日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月26日現在

青森県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.24～: 十和田市、南上市 H24.10.30～: 青森市	
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森森友村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町標夜崎灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限	
たけのこ	原木(りかけ)(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.4.13～: 釜石市、住田町 H24.4.20～: 大船渡市	
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.25～: 一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大船渡市 H24.5.10～: 花巻市、北上市、遠野市、金ケ崎町、山田町 H24.5.10～: 花巻市	
水産物	原木なめこ(露地栽培)	H24.10.23～: 大船渡市、釜石市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.10.11～: 釜石市、鰹崎高田市、平泉町	
キノコ類(野生のものに限る。)	せり(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 釜石市 H24.5.18～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 釜石市、金ケ崎町 H24.5.10～: 奥州市、花巻市	
いわし(野生のものに限る。)	こあぶら	H24.5.14～: 奥州市 H24.5.15～: 釜石市 H24.5.18～: 住田町 H24.5.18～: 一関市、奥州市	
せり(野生のものに限る。)	せんまい	H24.5.18～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 住田町 H24.5.18～: 釜石市、金ケ崎町	
わいわい(野生のものに限る。)	わいわい(野生のものに限る。)	H24.5.18～: 釜石市、鰹崎高田市	
穀類	ソバ	H24.11.13～: 盛岡市(田泽井神の区域に限る。)、一関市(田大屋町の区域に限る。)	
スズキ	クロダイ	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手県城南県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県仙南県界の正東の線及び宮城県仙南県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物	マダラ(養殖を除く。)	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上岩手県城南県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県仙南県界の正東の線及び宮城県仙南県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ウツボ	ウツボ	H24.5.8～: 鶴井川(支流を含む。)及び砂川(支流を含む。) H24.5.11～: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び河岸内の上流、石狩ダムの上流、石狩ダムの上流及び早瀬ダムの上流を除く。) H24.6.12～: 烏川(支流を含む。)	
牛の肉	牛の肉	H23.6.1～: 全域(県の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)	
肉	グラムの肉	H24.8.2～: 金城	
	シマの肉	H24.7.28～: 金城	
	ヤマドリの肉	H24.10.22～: 金城	
宮城県		出荷制限	
たけのこ	原木(りかけ)	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.8.29～: 順昌市 H24.1.18～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町 H24.4.19～: 黒川町 H24.4.20～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.21～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.22～: 石巻市 H24.4.23～: 大崎市 H24.4.25～: 東松島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、黒川町 H24.5.9～: 気仙沼市、大和町、喜多方市 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大崎町 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.8.29～: 順昌市 H24.1.18～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町 H24.4.19～: 黒川町 H24.4.20～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.21～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.22～: 石巻市 H24.4.23～: 大崎市 H24.4.25～: 東松島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、黒川町 H24.5.9～: 気仙沼市、大和町、喜多方市 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.10.18～: 石巻市、大崎市 H24.4.27～: 大崎町、栗原市 くさでつ(ごみ)
野菜類	こしあぶら	H24.5.7～: 仙台市 H24.5.8～: 大崎市、栗原市 H24.5.9～: 大崎市、南三陸町 H24.5.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.12～: 大崎町 H24.5.17～: 大崎町、栗原市 H24.5.18～: 大崎町、喜多方市 H24.5.19～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.20～: 大崎町 H24.5.21～: 仙台市(田金成村の区域に限る。)	
穀類	ソバ	H24.11.16～: 仙台市(田金成村の区域に限る。)	
クロダイ	スズキ	H24.8.28～: 宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県仙南県界の正東の線及び宮城県仙南県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ	スズキ	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手県城南県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂から正東の線及び宮城県仙南県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	ヒラメ	H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県仙南県界の正東の線、宮城県仙南県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	マダラ	H24.8.3～: 最大高潮時海岸線上岩手県城南県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県仙南県界の正東の線及び宮城県仙南県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒガングフ	ヒガングフ	H24.5.2～H24.8.30解除: マグロ(1kgの量)、キログラム(1kgの量)。	
ヒガングフ	ヒガングフ	H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県仙南県界の正東の線、宮城県仙南県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市社屋半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヤマメ(養殖を除く。)	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の両流域川(支流を含む。)及び二級河川(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大崎川の大高ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の萩原大橋より上流(支流を含む。) H24.5.24～: 三浪川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び荒川(支流を含む。)及び二級河川のうち荒沢ダムの上流(支流を含む。) H24.6.29～: 江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び二級河川のうち荒沢ダムの上流(支流を含む。) H24.6.32～: 一級河川のうち荒沢ダムの上流(支流を含む。)	
ウツボ	ウツボ	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	
牛の肉	牛の肉	H23.8.1～: 金城(県の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)	
肉	イノシシの肉	H24.5.52～: 角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～: 金城(上記地域を除く。)	
	クマの肉	H24.6.25～: 金城	
山形県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.8.10～: 金城	
茨城県		出荷制限	
原乳	原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域	
ホウレンソウ	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、常総市	
カブナ	カブナ	H23.3.21～4.17解除: 全域	
野菜類	タケノコ	H24.4.1～: つくば市、稲敷市、つくばみらい市、石岡市、猿島郡、行方町、笠間市、猿島郡、朝霞町 H24.4.12～: 石岡市、猿島郡、行方町、笠間市、猿島郡、朝霞町 H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、栗橋町、喜多方市 H24.4.28～: 北茨城市、大洗町	
原木シイタケ(露地栽培)	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、猿島郡、喜多方市 H24.4.4～: つくば市、稲敷市、猿島郡、行方町、笠間市、猿島郡、朝霞町 H24.4.5～: つくば市、稲敷市、猿島郡、行方町、笠間市、猿島郡、朝霞町 H24.4.6～: つくば市、稲敷市、猿島郡、行方町、笠間市、猿島郡、朝霞町 H24.4.13～: ひたちなか市、鹿嶼郡、つくばみらい市 H23.10.14～: 土浦市、稲敷市 H24.11.10～: つくば市、稲敷市	
原木シイタケ(施設栽培)	原木シイタケ(施設栽培)	H24.3.2～: つくば市、稲敷市	
こあぶら	こあぶら	H24.3.2～: つくば市、稲敷市(田原新村のものに限る。)	
イヌクレイ	イヌクレイ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上茨城県境界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ	スズキ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上茨城県境界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シメバル	シメバル	H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上茨城県境界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	ニベ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上茨城県境界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	マダラ	H24.11.9～: 最大高潮時海岸線上茨城県境界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	ヒラメ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上茨城県境界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモニアカスペ	コモニアカスペ	H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上茨城県境界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメリカマグズ(養殖を除く。)	アメリカマグズ(養殖を除く。)	H24.4.17～: 関ヶ原、名張及び伊賀源氏海沿いにこれらの河川に流入する河川(河川)及び海浜海水浴場(河川)に所定の規制(規制を除く。)	
ギンザ	ギンザ	H24.4.17～: 関ヶ原、名張及び伊賀源氏海沿いにこれらの河川に流入する河川(河川)及び海浜海水浴場(河川)に所定の規制(規制を除く。)	
ワタ	ワタ	H24.4.7～: 関ヶ原、名張及び伊賀源氏海沿いにこれらの河川に流入する河川(河川)及び海浜海水浴場(河川)に所定の規制(規制を除く。)	
肉	イノシシの肉	H23.12.21～: 全域 H23.12.21～: 郡部解禁: (畜の死のものに限る)・検査方針に基づき管理される牛の肉(除く。)	
	茶	H23.6.2～: 地下の根状以外 H23.6.2～10.18解除: 古河市、宇都宮市、坂東市、八千代市、境町 H23.6.2～H24.4.5解除: 大字町 H23.6.2～H24.3.23解除: 常総市、太田市、常総大宮市 H23.6.2～H24.3.30解除: 石岡市、那珂郡、筑西郡 H23.6.2～H24.7.24解除: 小美玉市 H23.6.2～H24.2.24解除: 佐貫町 H23.6.2～H24.2.20解除: 高萩市 H23.6.2～H24.10.26解除: 茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市	

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月26日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.2解除：那須塩原市、塙谷町	
カキナ	H23.3.21～4.7解除：全境	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、猿子町、那須川町 H24.6.7～：那須市 H24.8.8～：那須市 H24.9.15～：那須市 H24.9.29～：大田原市 H24.10.10～：塙谷町 H24.10.12～：那須烏山市 H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.5.19～：大田原市	
タケノコ	H24.2.19～：那須塩原市、矢板市	
原木シタケ(露地栽培)	H24.4.15～：宇都宮市、さくら市、芳賀郡、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.15～：那須市、那須塩原市、真岡市、那須烏山市、上三川町、那木町、市貝町、那須川町 H24.4.15～：日光市、那須塩原市、真岡市、那須烏山市、上三川町、那木町、市貝町、那須川町	
原木シタケ(施設栽培)	H24.4.15～：那須市、那須塩原市、真岡市、那須町 H24.4.15～：宇都宮市、那須町 H24.4.15～：大田原市 H24.5.28～：さくら市 H24.6.8～：那須市 H24.6.28～：生駒町	
野菜類	H23.11.7～：那須市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H23.11.8～：那須市、佐野市、真岡市、那須町、市貝町、芳賀郡 H24.1.15～：那須市、佐野市、真岡市、那須塩原市、上三川町、那木町、市貝町、那須川町 H24.1.15～：生駒町	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：大田原市 H24.10.19～：那須町 H24.10.28～：佐野市 H24.11.5～：那須市 H24.11.8～：生駒町 H24.11.15～：那須川町 H24.11.19～：那須烏山市	
原木ナメコ(露地栽培)	くさそてつ(こごみ) (野生のものに限る。) H24.5.1～：那須市、那須町 H24.5.1～：大田原市、那須塩原市 H24.5.1～：那須市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、那木町、市貝町、芳賀郡 H24.5.1～：日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 (野生のものに限る。) H24.5.1～：那須市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 (野生のものに限る。) H24.5.1～：さくら市 (野生のものに限る。) H24.5.1～：芳賀郡、日光市 H24.5.1～：那須市 H24.5.1～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須塩原市、芳賀郡 H24.5.1～：大田原市	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.2～：那須市、那須塩原市、真岡市 (野生のものに限る。) H24.5.2～：那須市、那須烏山市 (野生のものに限る。) H24.5.7～：那須市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 (野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.1～：那須塩原市	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.5.7～：日光市、那須町 (野生のものに限る。)	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.4.17～：那須市、那須町 H24.4.14～：那須塩原市、芳賀郡 H24.4.14～：大田原市	
クリ	H24.5.30～H24.9.28解除：大芦川 (支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)	
水	ヤマメ(稚魚を除く。) H24.4.10～：那須県内の那須川のうち足尾町のうづ臼治市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、芦川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.20～：久那川(支流を含む。)	
イワナ(稚魚を除く。)	H24.6.20～：那須県内の経糸川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
ウグイ(稚魚を除く。)	H24.5.7～：霞ヶ川 (支流を含む。) 及び那須県内の那須川のうち武藏川との合流点の上流(支流を含む。) ただし、鳴瀬ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.9.28解除：大芦川 (支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)	
牛の肉	H23.8.2～：金崎町	
肉	Iシソの肉 H23.10.10～：金崎町	
シカの肉	H23.11.14～：金崎町	
その他	H23.8.2～：那须市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全境	
カキナ	H23.3.21～4.8解除：全境	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.25～：那須市、真吾澤町、綿谷村 H24.5.1～：那須市 H24.10.16～：那須市 H24.10.25～：那須町 H24.11.13～：みなかみ町	
水	ヤマメ(稚魚を除く。) H24.4.27～：那須県内の那須川のうち岩舟橋から東京電力株式会社佐久発電所那須川取水施設までの区間(支流を含む。) 及び鏡ノ木川(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除：荒井川 (支流を含む。)	
イワナ(稚魚を除く。)	H24.6.8～：那須県内の那須川のうち岩舟橋から東京電力株式会社佐久発電所那須川取水施設までの区間(支流を含む。) 及び那須川(支流を含む。)	
肉	イシソの肉 H24.10.10～：金崎町	
シカの肉	H24.9.10～：金崎町	
その他	H23.8.30～H24.5.28解除：那须市 H24.11.13～：那山町	
埼玉県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：那須町、皆野町 H24.10.29～：上毛がわ町 H24.11.5～：那山町	
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町	
ショウガ、チンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
バカリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
セリリー	H24.4.5～：市原市、木更津市 H24.4.5～：我孫子市、柏市 H24.4.11～：柏市、自衛府、八千代市 H24.4.12～：船橋市	
キノコ類	H23.10.11～：我孫子市、柏市 H23.11.19～：那珂市 H23.12.22～：佐野市 H24.2.25～：印西市 H24.4.10～：白井市 H24.4.19～：千葉市、八千代市 H24.5.19～：市原市 H24.5.19～：我孫子市	
原木シタケ(露地栽培)	H24.5.19～：山武市 H24.5.19～：我孫子市	
原木シタケ(施設栽培)	H24.11.14～：我孫子市	
水	ギンブナ H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
肉	イシソの肉 H24.11.5～：金崎町	
その他	H23.6.2～H24.5.25解除：蕨市 H23.6.2～H24.5.28解除：八街市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
その他	H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.16解除：小田原市 H23.6.2～11.16解除：真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町	
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉 H24.11.5～：金崎(佐渡市及び栗島浦村を除く。)	
山梨県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：笛置吉田市、笛置西口御所、鳴沢村	
長野県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.20～：飯沢村、御代田町 H24.10.1～：小諸市、所安村 H24.10.11～：塩尻市	
静岡県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町	

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

現在平成24年11月26日現在の実績にに基づく食品規制法に基づく災害対策特別措置法による規制取扱いに関する指針

※ [] の箇所は掲取制限の対象